



身近な税金相談 (第五回)

源泉徴収票の見方について

Q 源泉徴収票について教えてください。

A 給与や退職金、年金をもらった者は、支給先から源泉徴収票が渡されます。

給与所得の源泉徴収票は、給与の支給先が受給者に対して暦年（一月一日から二月二日）における給与総額と源泉徴収された所得税額（以下、源泉徴収税額といいます。）などを証明して交付する書類です。中途退職者は、退職日までに支給された給与総額と源泉徴収税額が記載され、一年を通じて勤務している者は、その勤務先で年末調整というものが行われた後に、源泉徴収票が渡されることとなります。

〔源泉徴収票について〕

源泉徴収票とは、以下のようなものです。例示を用いて説明していきます（参考資料：国税庁から出ている「平成二〇年分年末調整のしかた」五六頁を参考に源泉徴収票を作成しています。）

源泉徴収票の①の段の「住所」、「氏名」については、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に基づいて記載されることとなります。

平成20年分 給与所得の源泉徴収票										
①	支払者 176-8503 東京都神馬区栄町23-7	氏名 山川 太郎	氏名 山 川 太 郎	種 別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額		
②				給料・賞与	6,799,000	4,919,100	2,487,610	5,600		
③				控除の額						
④				社会保険料等の金額			839,060	83,750	44,800	140,000
⑤				受給者生年月日					46	01 01
	支払者 〇×△産業 株式会社									



佐々木 良
税理士

【ささきりょう】1973年千葉県生まれ。2001年12月税理士試験合格後、会計事務所勤務し実務経験を積み、2004年8月に税理士登録。2007年8月に独立開業。法人、個人の会計指導や税務業務を行っている。

②の段については、次のとおりです。「支払金額」の六七九万九〇〇〇

円は、山川太郎さんの平成二〇年分の給与総額になります。「給与所得控除後の金額」の四九二万九一〇〇円は、所得税の課税対象になる金額です。この金額は、支払金額を給与所得控除後の金額を算定する表にあてはめて計算します。「所得控除の額の合計額」の二四八万七六一〇円は、③の段の控除対象配偶者と扶養親族の数から控除額を計算し、さらに社会保険料等の金額、生命保険料の控除額、地震保険料の控除額と項目が印字されていない基礎控除額を加算した金額になります。「源泉徴収税額」の五六〇〇円は、山川太郎さんの平成二〇年分の所得税確定額になります。

③、④、⑤の段については、主に所得控除を表す欄になっています。(③の「住宅借入金等特別控除の額」④の「摘要欄」⑤の「中途就・退職」「受給者生年月日」を除く)「控除対象配偶者の有無等」の「有」欄の米印(*)と、「扶養親族の数」の「その他」欄の二人とは、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に基づいて書かれています。控除額については、配偶者控除額は三八万円、扶養控除(※1)についても一人当たり三八万円ですので、この場合は二人分の七六万円となります。「社会保険料等の金額」の八三万九〇六〇円は山川太郎さんが平成二〇年分に給与から控除された社会保険料等の金額です。「生命保険料の控除額」の八万三七五〇円、「地震保険料の控除額」の四万四八〇〇円は「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」に書かれた支払保険料額を基に計算された控除額になります。最後に、所得控除の項目が印字されていない基礎控除額の三八万円を加算してみると、上記②の「所得控除の額の合計額」の二四八万七六一〇円になります。

③の段にある「住宅借入金等特別控除の額」の二四万円は、「平成二〇年分給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて書かれています(※2)。

④の段にある「個人年金保険料の金額」の八万九〇〇〇円と「旧損害保険料の金額」の二万九六〇〇円は、平成二〇年分の支払額を示しています。これらの支払額は、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」に記載された金額になります。

〔年末調整について〕

年末調整とは、勤務先から就職時に配布される「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」と、年末に配布される「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」に必要事項を記載して会社に提出することにより、所得の控除項目を確定させて、これを考慮した最終的な年間の所得税額を算定し、その所得税額と給与支給時に源泉徴収された所得税の総額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付するという一連の精算手続のことをいいます。年末になると、「勤務先から税金が戻ってきた」という話を耳にしますが、それは、年末調整により毎月の給与から控除されていた源泉徴収税額が多すぎたために還付されたということなのです。

しかし、年末調整では対応できない精算手続もあります。それは、上記の源泉徴収票の③、④、⑤の段に示されていない医療費控除や雑損控除などです。これらの控除の適用を受けるためには、確定申告を行うことが必要です。ただし、④の段にある住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、一年目のみ税務署に登記事項証明書や住民票等を提出しなければならないので確定申告が必要となります。その際、源泉徴収票も提出しなければなりません。二年目以降は年末調整により税額控除を受けることができます。また、給与を二カ所以上から支給されている場合も、確定申告をする必要があります。その際、それぞれの勤務先から渡される源泉徴収票を添付しなければなりません。

最後に、年の中途で仕事を退職した場合について、退職後、働かなかつた場合は原則として確定申告が必要になります。一方、退職後に新しい職場で働きたした場合は、新しい勤務先に前職分の源泉徴収票を提出することで年末調整を受けることができます。

(※1) 扶養控除は、配偶者以外の生計を一にする親族が対象となります。
(※2) 住宅借入金等特別控除は、所得税額から直接控除することができ、税額控除です。

なお、本稿は原則として、平成二〇年九月一日現在の法令等に基づいて作成しております。